

食の安全・安心の確保

1 みんなで目指す姿

消費者に信頼される食品が生産・供給され、食育の推進などを通じた安全で安心な食生活が営める社会が形成されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCP※ ¹ の導入割合	30.4%	35%	40%	45%	50%

【目標値の考え方】
平成21年度の「営業施設における岩手版HACCPの導入割合」29.9%を基準として、「岩手県食の安全安心推進計画」では、平成27年度までに重点対象施設の導入割合55%を目標としていることから、平成26年度に50%まで向上させることを目指すもの。

現状

- 食品関係営業者の自主衛生管理を推進するため、HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）の普及に取り組んできましたが、食に起因する事件・事故の発生が見られることから、特に飲食店のうち仕出し・弁当屋、旅館及び製造業等での導入の促進が必要です。
- 近年、食品における残留農薬超過や食品の偽装表示問題等を契機に、食の安全安心への関心が高まっています。
- 平成22年度に実施した「希望王国いわてモニターアンケート」によると、「食品の安全性に不安を感じている人の割合」が65.4%と全体の3分の2を占めており、食品に関する信頼回復に向けた取組が必要です。
- 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質による汚染に対する新たな県民の不安が広がっていることから、正しい知識の普及・啓発の取組が必要です。
- 食の安全安心に関する危機事案が発生した場合に備えて、「食の安全安心危機管理対応指針」等による、伝達及び訓練を実施しています。
- 平成21年度に実施した「希望王国いわてモニターアンケート」によると、県民の食育の認知度は、94.2%となっています。

また、市町村における食育推進計画は平成21年度までに21市町村（63.6%）で策定され、各市町村において家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組む体制づくりが進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

消費者の健康保護を基本認識として、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及、食品に対する監視・指導の充実・強化等の各施策を食育の推進などと一体的に展開し、食の安全安心の確保に取り組めます。

主な取組内容

- ① 安全な食品の生産・製造等の推進
 - ・ 飲食店及び製造業等への岩手版HACCPの導入指導などを通じて、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に取り組めます。

- ・ 食品衛生推進員等の食の安全安心に関わる人材の育成を行います。
- ② 食品に対する監視・指導の充実・強化
 - ・ 食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導及び県内流通食品に対する検査を実施します。
 - ・ 輸入食品の安全性を確保するため、県内に流通する輸入食品の検査及び県内の輸入事業所への立入等により監視指導を強化します。
- ③ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進☆
 - ・ 店舗指導や食品表示ウォッチャーの委嘱等により、食品の適正表示の確保を図ります。
 - ・ 自主回収報告制度の適切な運用により、事業者と県民との信頼関係の向上を図ります。
 - ・ 食品の放射性物質による汚染など、県民の関心の高いテーマを取り上げ、リスクコミュニケーション^{*2}や出前講座等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ④ 食の安全安心を支える体制の整備
 - ・ 食に関する危機管理対策の運用と訓練、残留農薬や動物用医薬品の分析法開発に関する研究への支援及び食の安全安心に関する情報発信等を実施します。
- ⑤ 地域に根ざした食育の推進
 - ・ 食育推進県民大会の開催などを通じて食育推進運動を展開します。
 - ・ 市町村との連絡会議の開催等を通じた市町村食育推進計画の策定の支援等により、地域の特性に応じた食育を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

食品関連事業者は、安全な食品の生産・供給や食品に関する正しい情報の提供等に取り組みます。県は、県民の意見等に耳を傾けながら、食品関連事業者への監視指導・助言など、食の安全安心に係る様々な取組の実施と関係機関の取組への支援を行います。

県以外の主体	(食品関連事業者)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 ・ 食の安全安心の確保のための取組の推進 ・ 食品の供給に関する情報の提供 ・ 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村食育推進計画の策定、改正、実施 ・ 地域に根ざした食育推進、取組支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する施策の策定、実施及び取組への支援 ・ 市町村、生産者・事業者等及び県民その他関係機関との連携推進 ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する情報の収集及び提供 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
① 安全な食品の生産・製造等の推進 目標 ◎食品衛生推進員（食品安全サポーター）による HACCP システムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数（件）															
	岩手版 HACCP の導入促進	食品の自主衛生管理の普及促進、岩手版 HACCP の導入促進（対象：重点対象施設）													
	食品衛生推進員、食品衛生責任者の養成等による人材の育成														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,950</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	5,950	5,000	5,000	5,000	5,000					
H22	H23	H24	H25	H26											
5,950	5,000	5,000	5,000	5,000											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H22	H23	H24	H25	H26																				
<p>② 食品に対する監視・指導の充実・強化</p> <p>目標</p> <p>◎食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>88.1</td><td>90.5</td><td>93.5</td><td>96.5</td><td>100</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	88.1	90.5	93.5	96.5	100															
H22	H23	H24	H25	H26																					
88.1	90.5	93.5	96.5	100																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食品の製造・加工、調理、販売を行う施設への監視指導等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">輸入食品の収去検査及び輸入事業所への立入等により監視指導の強化</div>																								
<p>③ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進</p> <p>目標</p> <p>◎消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座等の実施回数（件）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>44</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr> </table> <p>・食の安全安心に関するリスクコミュニケーション開催回数（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>4</td><td>0</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	44	50	50	50	50	H22	H23	H24	H25	H26	4	0	8	4	4					
H22	H23	H24	H25	H26																					
44	50	50	50	50																					
H22	H23	H24	H25	H26																					
4	0	8	4	4																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食品表示に関する店舗への指導、食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリング等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食の安全安心に関するリスクコミュニケーション（「食品の放射性物質による汚染」をテーマとしたものを含む）や出前講座等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">放射性セシウムに係る牛肉の流通調査及び放射性物質の検査の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">自主回収報告制度の周知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供</div>																								
<p>④ 食の安全安心を支える体制の整備</p> <p>目標</p> <p>◎食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>79.4</td><td>82</td><td>84</td><td>86</td><td>88</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	79.4	82	84	86	88															
H22	H23	H24	H25	H26																					
79.4	82	84	86	88																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食の安全安心に関する危機管理に関する訓練、研修会の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">食品の安全性確保等に関する調査研究の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県ホームページやリーフレットなどを活用した食品の安全安心に関する情報の発信</div>																								
<p>⑤ 地域に根ざした食育の推進</p> <p>目標</p> <p>◎県内市町村における食育推進計画の策定割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> <tr><td>64.7</td><td>80</td><td>85</td><td>90</td><td>95</td></tr> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	64.7	80	85	90	95															
H22	H23	H24	H25	H26																					
64.7	80	85	90	95																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">食育推進県民大会の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 40px;">食育標語コンクールの実施による食育の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 60px;">食育推進県民大会の開催等による食育推進運動の展開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市町村との連絡会議の開催による市町村の食育推進計画の策定等の支援</div>																								

関連する計画

- ・岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 平成23年～平成27年）
- ・岩手県食育推進計画（計画期間 平成23年～平成27年）

※1 HACCP

「Hazard Analysis and critical Control Point」の頭文字の略語で「危害分析重要管理点」ともいい、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法の一つである。

県では独自に、HACCPの考え方の浸透を目的として、温度管理を中心とした1～5項目の重要管理点について、定期的な温度等の確認と結果の記録を行う「HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）」の導入促進に取り組んでいる。

2 リスクコミュニケーション

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。



岩手県総合計画審議会条例

昭和54年10月23日 条例第29号

(設置)

第1条 県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策地域部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第16期岩手県総合計画審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

※H22.6.7現在

氏 名	職 名 等	備考
間 健 倫	社会福祉法人修倫会 常務理事	
小 野 昭 男	小野食品(株) 代表取締役	副会長
小保内 敏 幸	二戸市長	
菅 しのぶ	(株)菅文 取締役人事総務部長	
菊 田 悌 一	特定非営利活動法人劇団ゆう 理事長	
工 藤 昌 代	(株)ホップス 代表取締役	
斎 藤 恵 子	(社)岩手県医師会 監事	
佐々木 裕 彦	社会福祉法人岩手和敬会 青山和敬荘 施設長	
雫 石 礼 子	岩手県立大学 名誉教授	
菅 原 恵 子	特定非営利活動法人奥州・いわてNPOネット 専務理事兼事務局長	
高 橋 由 一	金ヶ崎町長	
玉 山 美紀枝	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 主査	
辻 龍 也	日本ピストンリング(株) 取締役	
中 村 富美子	九戸村国際交流協会 副会長	
早 野 由紀子	(有)早野商店 取締役	
広 田 純 一	岩手大学農学部 教授	
藤 井 克 己	岩手大学 学長	会長
松 尾 正 弘	(社)岩手県PTA連合会 前会長	
村 井 千 穂	(株)コシダ・シーズテック 代表取締役	
山 田 佳 奈	岩手県立大学総合政策学部 准教授	